



国海環第134号
平成27年3月30日

一般社団法人 日本船舶品質管理協会
専務理事 武山 誠一 殿

国土交通省海事局海洋・環境政策課長
大谷 雅実



海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第二条第五項の船舶を定める告示の制定について（通知）

下記告示が本日公布されましたので、ご了知頂きますようお願い致します。
また、関係各位への周知方お取り計らい頂きますようお願い致します。

記

○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第二条第五項の船舶を定める告示（平成27年国土交通省告示第448号）



平成27年3月
国土交通省海事局

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく
船舶の設備等の検査等に関する規則第二条第五項の船舶を定
める告示について

1. 経緯

外航船舶からの有害なバラスト水の排出による生態系破壊等を防止するため、平成16年2月、国際海事機関において「2004年の船舶のバラスト水及び沈殿物の規制及び管理のための国際条約」が採択され、我が国においても同条約を国内法に担保すべく、所要の改正を行っている。今次、改正後の海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和58年運輸省令第39号。以下「改正規則」という。）の第2条第5項の国土交通大臣が定める船舶について、告示で定める。

2. 概要

改正規則第2条第5項の海洋汚染防止緊急措置手引書等が、技術上の基準に適合することについて、国土交通大臣の検査以外の方法により確実に確認することができると認められる船舶として国土交通大臣が定める船舶を、有害水バラスト汚染防止措置手引書に係る検査に限り、総トン数四百トン未満の船舶と定める。

3. 今後のスケジュール

公 布：平成27年3月30日

施 行：海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成26年法律第73号）の施行の日

○国土交通省告示第四百四十八号

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則（昭和五十八年運輸省令第三十九号）第二条第五項の規定に基づき、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第二条第五項の船舶を定める告示を次のように定める。

平成二十七年三月三十日

国土交通大臣 太田 昭宏

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第二条第五項の船舶を定める告示

海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の規定に基づく船舶の設備等の検査等に関する規則第二条第五項に規定する国土交通大臣が定める船舶は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律（昭和四十五年法律第百三十六号）第十九条の三十六に規定する国土交通大臣の行う定期検査のうち、有害水バラスト汚染防止措置手引書の検査に限り、総トン数四百トン未満の船舶とする。

附 則

この告示は、海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律の一部を改正する法律（平成二十六年法律第七十三号）の施行の日から施行する。